

管理栄養士による「居宅療養管理指導」のご案内

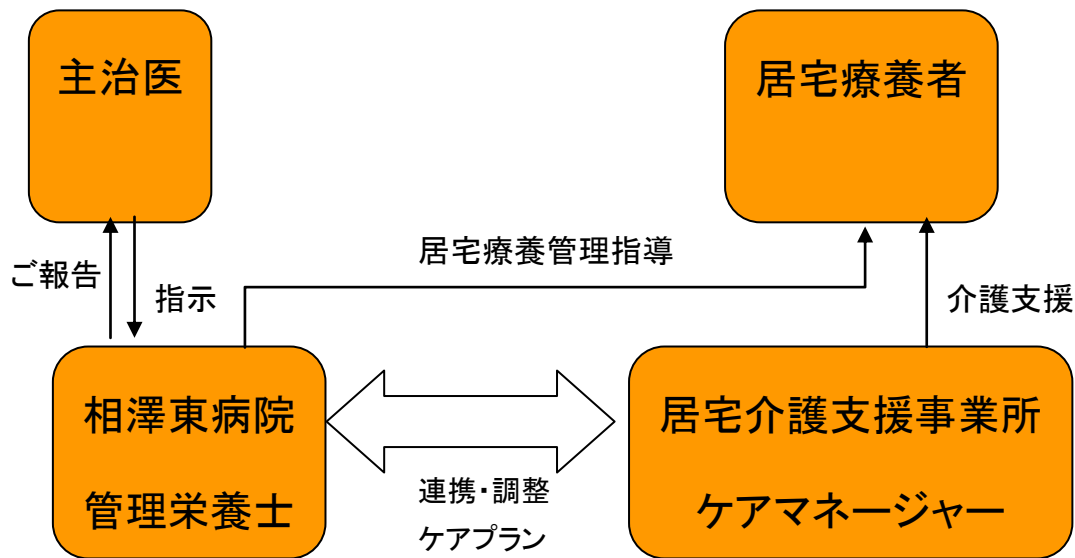
介護保険の認定を受けておられる患者さんで、低栄養状態または、特別食が必要と判断された場合において、主治医の指示のもと、相澤東病院管理栄養士がご自宅に伺い栄養ケア計画を作成し、栄養食事相談させて頂く居宅療養管理指導を開始しました。

(特別食) 腎臓食、心臓食、糖尿病食、脂質異常症食、肝臓食、膵臓食、貧血食、痛風食等

具体的なサービス内容

- ・食事が食べられる量が減っている、明らかな体重減少など栄養状態に問題がある方へのアドバイス
- ・摂食・嚥下が困難な方への支援
- ・食事をしている様子を確認し、食べ方や食事内容についての支援
- ・必要に応じて調理指導(調理が難しい方)
- ・厚生労働大臣が定める特別食※など、食事についてのご相談
- ・体重増加が問題となる方(水分貯留など)への食事内容についてのご相談

～居宅療養管理指導の流れ～



介護保険の認定を受けておられる患者さんで先生より直接、ご指示を頂けましたら迅速に対応させて頂く所存でございます。また、患者さんやケアマネ等から希望がある場合も主治医の先生に確認をさせて頂いた上で対応させて頂きたいと考えております。

国の指針として地域包括ケアの整備が進んでおりますが、当地域において先生方の指示のもと患者さんが住み慣れた場所でしっかりとした栄養管理が出来ればより良いかと願っております。ご紹介頂けます患者さんがおられましたら相澤東病院 栄養科 管理栄養士 33-2500(内線 7365、7259) までご連絡をお願い申し上げます。患者さんの負担金等詳しいところは、紹介頂く患者毎に確認させて頂きます。

2022年 9月

社会医療法人財団 慈泉会

最高経営責任者 相澤 孝夫